

<論文>

いじめ防止・減少についての試案 —大学生の意見に基づいて—

松 浦 光 和
松 浦 明 美

はじめに

文部省・文部科学省は、昭和61年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。

1. 昭和61年度からの定義

「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。」とする。

2. 平成6年度からの定義

「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

3. 平成18年度からの定義

「当該児童生徒が、①一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

4. 平成25年度からの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この様にいじめの定義は変更されてきた。「いじめ」に当たるか否かの判断について昭和61年度からの定義は「学校としてその事実を確認しているもの」と学校が主体であったが、平成

6年度からの定義は「いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」となり平成18年からの定義は「精神的な苦痛を感じているもの」になり、平成25年からの定義は「児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と変遷している。判断する主体が学校から苦痛を感じている当該児童生徒になり、精神的な苦痛から心身の苦痛に変更された。

いじめの定義は、長い期間では一貫していないので、ある年と別の年を単純には比較できない場合もあるが、文科省（2023）の「いじめの認知の推移」（Table 1）は、定義内容の年によってデータが区分されているので分かり易い。これをみると「計」にある「1000人あたりの認知（発生）件数」は、「学校がいじめを確認（判断）」していた昭和60年から平成5年までは、7.6件（昭和60年）から1.3件（平成5年度）で推移し、いじめの判断を「児童生徒の立場に立って行う」と変更した平成6年から平成17年では、3.5件（平成6年度）から1.5件（平成17年度）で推移し、定義が「精神的な苦痛を感じているもの」とした平成18年から平成24年にかけては、8.7件（平成18年度）から14.3件（平成24年度）に推移し、定義が「児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とした平成25年度以降については、13.4件（平成25年度）から53.3件（令和4年度）に推移している。すなわち、昭和60年からの全体を見ても、定義内容によって年を区切ってみても、いじめは増加していることが分かる。

また、「いじめの様態」（文科省，2022）をTable 2に示したが、その内容は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、などの8項目と「その他」であった。「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が大半を占めている。

いじめの対策として文科省（2023）は、「いじめる児童生徒への特別な対応」（Table 3）と「いじめられた児童生徒への特別な対応」（Table 4）を掲げている。Table 3には「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」など18項目が記載されている。またTable 4には、「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」を初めとして8項目が記載されている。

この様に、各学校がいじめの防止や減少を目指して対応しているが、いじめは増加している。これまでの対応方法と併せて、新たな方法が必要と考えられる。

Table 1 いじめの認知（発生）件数・認知（発生）率の推移

区 分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校 (特殊教育諸学校)		計	
		認知 (発生) 件数	1,000人 当たりの 認知(発 生) 件数	認知 (発生) 件数	1,000人 当たりの 認知(発 生) 件数	認知 (発生) 件数	1,000人 当たりの 認知(発 生) 件数	認知 (発生) 件数	1,000人 当たりの 認知(発 生) 件数	認知 (発生) 件数	1,000人 当たりの 認知(発 生) 件数
1985年度	昭和60年度	96,457	8.8	52,891	9.2	5,718	1.5	***	***	155,066	7.6
1986年度	昭和61年度	26,306	2.5	23,690	4.0	2,614	0.7	***	***	52,610	2.6
1987年度	昭和62年度	15,727	1.6	16,796	2.9	2,544	0.7	***	***	35,067	1.8
1988年度	昭和63年度	12,122	1.2	15,452	2.7	2,212	0.6	***	***	29,786	1.5
1989年度	平成元年度	11,350	1.2	15,215	2.8	2,523	0.6	***	***	29,088	1.5
1990年度	平成2年度	9,035	1.0	13,121	2.6	2,152	0.5	***	***	24,308	1.3
1991年度	平成3年度	7,718	0.9	11,922	2.4	2,422	0.6	***	***	22,062	1.2
1992年度	平成4年度	7,300	0.8	13,632	2.9	2,326	0.6	***	***	23,258	1.3
1993年度	平成5年度	6,390	0.7	12,817	2.8	2,391	0.7	***	***	21,598	1.3
1994年度	平成6年度	25,295	3.0	26,828	6.1	4,253	1.3	225	2.6	56,601	3.5
1995年度	平成7年度	26,614	3.2	29,069	6.8	4,184	1.3	229	2.6	60,096	3.8
1996年度	平成8年度	21,733	2.7	25,862	6.1	3,771	1.2	178	2.1	51,544	3.3
1997年度	平成9年度	16,294	2.1	23,234	5.5	3,103	1.0	159	1.8	42,790	2.8
1998年度	平成10年度	12,858	1.7	20,801	5.1	2,576	0.9	161	1.8	36,396	2.5
1999年度	平成11年度	9,462	1.3	19,383	4.9	2,391	0.8	123	1.4	31,359	2.2
2000年度	平成12年度	9,114	1.3	19,371	5.1	2,327	0.8	106	1.2	30,918	2.2
2001年度	平成13年度	6,206	0.9	16,635	4.5	2,119	0.7	77	0.8	25,037	1.8
2002年度	平成14年度	5,659	0.8	14,562	4.0	1,906	0.7	78	0.8	22,205	1.6
2003年度	平成15年度	6,051	0.9	15,159	4.4	2,070	0.8	71	0.7	23,351	1.7
2004年度	平成16年度	5,551	0.8	13,915	4.1	2,121	0.8	84	0.9	21,671	1.6
2005年度	平成17年度	5,087	0.7	12,794	3.8	2,191	0.9	71	0.7	20,143	1.5
2006年度	平成18年度	60,897	8.5	51,310	14.2	12,307	3.5	384	3.7	124,898	8.7
2007年度	平成19年度	48,896	6.9	43,505	12.0	8,355	2.5	341	3.2	101,097	7.1
2008年度	平成20年度	40,807	5.7	36,795	10.2	6,737	2.0	309	2.8	84,648	6.0
2009年度	平成21年度	34,766	4.9	32,111	8.9	5,642	1.7	259	2.2	72,778	5.1
2010年度	平成22年度	36,909	5.3	33,323	9.4	7,018	2.1	380	3.1	77,630	5.5
2011年度	平成23年度	33,124	4.8	30,749	8.6	6,020	1.8	338	2.7	70,231	5.0
2012年度	平成24年度	117,384	17.4	63,634	17.8	16,274	4.8	817	6.4	198,109	14.3
2013年度	平成25年度	118,748	17.8	55,248	15.6	11,039	3.1	768	5.9	185,803	13.4
2014年度	平成26年度	122,734	18.6	52,971	15.0	11,404	3.2	963	7.3	188,072	13.7
2015年度	平成27年度	151,692	23.2	59,502	17.1	12,664	3.6	1,274	9.4	225,132	16.5
2016年度	平成28年度	237,256	36.5	71,309	20.8	12,874	3.7	1,704	12.4	323,143	23.8
2017年度	平成29年度	317,121	49.1	80,424	24.0	14,789	4.3	2,044	14.5	414,378	30.9
2018年度	平成30年度	425,844	66.0	97,704	29.8	17,709	5.2	2,676	19.0	543,933	40.9
2019年度	令和元年度	484,545	75.8	106,524	32.8	18,352	5.4	3,075	21.7	612,496	46.5
2020年度	令和2年度	420,897	66.5	80,877	24.9	13,126	4.0	2,263	15.9	517,163	39.7
2021年度	令和3年度	500,562	79.9	97,937	30.0	14,157	4.4	2,695	18.4	615,351	47.7
2022年度	令和4年度	551,944	89.1	111,404	34.3	15,568	4.9	3,032	20.7	681,948	53.3

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（文部科学省 2023）

Table 2 いじめの態様

いじめの態様（国公立の合計）	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数 (件)	構成比 (%)								
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	311,405	56.4	69,053	62.0	9,241	59.4	1,413	46.6	391,112	57.4
仲間はずれ、集団による無視をされる。	67,196	12.2	10,027	9.0	2,478	15.9	197	6.5	79,898	11.7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	141,703	25.7	15,913	14.3	1,305	8.4	712	23.5	159,633	23.4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	37,370	6.8	6,181	5.5	467	3.0	163	5.4	44,181	6.5
金品をたかられる。	4,880	0.9	986	0.9	331	2.1	34	1.1	6,231	0.9
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	30,543	5.5	5,524	5.0	675	4.3	106	3.5	36,848	5.4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	57,057	10.3	9,439	8.5	1,082	7.0	400	13.2	67,978	10.0
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	9,690	1.8	11,404	10.2	2,564	16.5	262	8.6	23,920	3.5
その他	25,351	4.6	3,931	3.5	1,175	7.5	265	8.7	30,722	4.5
認知件数	551,944	***	111,404	***	15,568	***	3,032	***	681,948	***

(注1) 複数回答可とする。1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上。

(注2) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合。いじめの態様（文部科学省 2023）。調査は2022年度。

Table 3 いじめる児童生徒への特別な対応

スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う
校長、教頭が指導
別室で授業等を行う（いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合をいう）
年度途中での学級替え
懲戒退学
その他の退学・転学（勧奨・申出による退学及び転学）
停学
出席停止
自宅学習・自宅謹慎
訓告（校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったもの）
保護者への報告
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導
関係機関等との連携
警察等の刑事司法機関等との連携
児童相談所等の福祉機関等との連携
病院等の医療機関等との連携
その他の専門的な関係機関との連携
地域の人材や団体等との連携

文部科学省（2023） この調査は2022年度実施。

Table 4 いじめられた児童生徒への特別な対応

項目	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数 (件)	構成比 (%)								
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	8,545	1.5	5,421	4.9	2,892	18.6	275	9.1	17,133	2.5
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	11,871	2.2	7,378	6.6	1,564	10.0	697	23.0	21,510	3.2
緊急避難としての欠席	347	0.1	291	0.3	252	1.6	3	0.1	893	0.1
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	28,396	5.1	20,849	18.7	1,527	9.8	96	3.2	50,868	7.5
年度途中での学級替え	39	0.0	17	0.0	16	0.1	1	0.0	73	0.0
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	11,596	2.1	6,272	5.6	972	6.2	91	3.0	18,931	2.8
児童相談所等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）	1,556	0.3	955	0.9	200	1.3	50	1.6	2,761	0.4
認知件数	551,944	***	111,404	***	15,568	***	3,032	***	681,948	***

文部科学省（2023） この調査は2022年度実施。データは、国立・公立・私立が別々に計算されて、さらに合計が記載されているが、この表は合計の部分。

1. 目的

2011年10月に滋賀県大津市で起きた痛ましいいじめ事件の第三者委員会に委員として参加した尾木（2013）は、いじめを克服する方法について、教育では競争よりも共生を目指し、さらに集団優先ではなくて個を尊重する考え方が必要としている。また、これまでの教育改革を点検することを揚げ、成果主義によって教師や学校の隠蔽体質が高まり、学校の密室性や地域からの孤立が高まったと分析し、第三者機関やオンブズマンの導入、いじめを人権問題としてとらえ直すことが必要としている。

尾木が克服する方法を提唱してから長い時間が経つが、いじめは増加する一方である。

今回は、尾木のような研究者とは異なる立場ではあるが、過去に児童・生徒として小・中学校、高等学校で学んできた大学生から、「いじめ」を克服する上で効果があると考えられる方法について意見を集めて整理する。森田（2010）は、いじめは被害者・加害者・観衆・傍観者の四層構造で形成されているとしているが、大学生も小・中学校、高等学校に於いて、これらの階層のいずれかに属していた可能性があり、いじめについて考えることはあると推測されるからである。

また、学校教育について知る機会が多い教職課程で学ぶ学生（以下で、「教員志望」、「志望者」とすることがある）と教職課程では学ばない学生（以下で「非志望」、「非志望者」とすることがある）を比較して、いじめ克服についての考え方の差異の有無を確認したい。

2. 方法

(1) 質問票作成

2017年1月、M大学の学生184名に児童生徒の「いじめ」を減らすために効果的で、可能な限り独自の支援方法を提案するように依頼した。その際、複数回答も可とした。提案された内容を整理して質問票「いじめ防止・減少のための調査票」（付録）を作成した。

これは56の質問項目からなり、回答方法は「とても効果あり」、「少し効果あり」、「どちらとも言えない」、「ほとんど効果なし」、「効果なし」の5件法である。

(2) 調査実施

①調査時期：2017年7月

②被験者：東北と北海道の3大学の学生402名。内訳は、男性105名、女性287名、性別無回答10名。1年生128名、2年生145名、3年生55名、4年生62名、学年無回答12名。教員免許状取得の志望者204名、教員免許状取得の非志望者198名、志望・非志望について無回答者10名（Table 5）。

③採点の方法：項目への回答は「とても効果あり」、「少し効果あり」、「どちらとも言えない」、「ほとんど効果なし」、「効果なし」であるが、それぞれ5点、4点、3点、2点1点とする。

Table 5 回答者の内訳

教員志望・ 非志望	性別	学 年					合計
		1	2	3	4	無回答	
志望	無回答	0	0	0	0	5	5
	男性	38	5	2	0	1	46
	女性	18	93	3	38	1	153
	合計	56	98	5	38	7	204
非志望	無回答	0	0	0	0	5	5
	男性	54	2	3	0	0	59
	女性	18	45	47	24	0	134
	合計	72	47	50	24	5	198
合計	無回答	0	0	0	0	10	10
	男性	92	7	5	0	1	105
	女性	36	138	50	62	1	287
	合計	128	145	55	62	12	402

④項目整理：項目を因子分析によって整理した。因子抽出法は、主成分分析。回転法は、Kaiser の正規化を伴うバリマックス法分析で行った。

⑤教員志望者と非志望者の比較：各因子の得点を得て教員志望者と非志望者を比較する。

3. 結果と考察

(1) 因子分析

項目の選定は、特定の因子に対して .35 以上の負荷量で、同時に他の因子に .35 以上の負荷量を持たないことを基準に行った。

因子分析の結果を Table 6 に示した。7 因子で寄与率は 62.97%であった。

因子Ⅰは 10 項目からなる。この因子は児童間、生徒間、児童・生徒と教師の間で人間関係を深め、地域とも連携することで、いじめの抑制が可能と解釈できるので「信頼関係の構築」と命名する。

因子Ⅱは 7 項目からなる。この因子は相談体制の強化といじめる側への配慮でいじめの抑制が可能と解釈できるので「相談しやすい環境の設置」と命名する。

因子Ⅲは 5 項目からなる。この因子は、いじめの一因として、クラスの柔軟な運営や、いじめる側のストレス発散の場についても配慮することで、いじめの抑制が可能と解釈できるので、「居場所の配慮」と命名する。

因子Ⅳは 3 項目からなる。この因子は教師が直接あるいはカメラで監視することでいじめの抑制が可能と解釈できるので、「監視による抑制」と命名する。

因子Ⅴは 2 項目からなる。この因子は SNS の制限によっていじめの抑制が可能と解釈できるので、「SNS の制限」と命名する。

因子Ⅵは 2 項目からなる。この因子は、グループ活動の際にメンバーを固定しないことによって、いじめの抑制が可能と解釈できるので、「グループ活動の工夫」と命名する。

因子Ⅶは 3 項目からなる。この因子は、いじめる側への指導、いじめについての指導、ストレスについての指導によって、いじめの抑制が可能と解釈できるので、「いじめについての指導」と命名する。

すなわち、いじめ防止と減少について、以下の 7 つの因子を見出した。「信頼関係の構築」(第Ⅰ因子)、「相談しやすい環境の設置」(第Ⅱ因子)、「居場所の配慮」(第Ⅲ因子)、「監視による抑制」(第Ⅳ因子)、「SNS の制限」(第Ⅴ因子)、「グループ活動の工夫」(第Ⅵ因子)、「いじめについての指導」(第Ⅶ因子)である。

Table 6 因子分析の結果

項 目	因 子 負 荷 量							共通性
	I	II	III	IV	V	VI	VII	
58. 児童間・生徒間の信頼関係が高まる様な指導をする	.777	.254	.008	.100	-.138	.077	.058	.707
52. クラスで仲間意識を持てるような活動を多く行う	.726	.187	-.105	.167	.047	.076	-.001	.609
70. 学校が児童間・生徒間の関係が深まる様に工夫する	.717	.312	.008	.220	-.035	.152	-.031	.685
75. 児童・生徒がクラスメートの長所を見つけられるような機会を作る	.714	.296	.022	.010	-.025	.172	-.069	.633
66. 周りから認められているという気持を持てるように指導する	.667	.198	.292	-.035	.008	-.022	.145	.592
56. 児童・生徒の自己肯定感が高まるような指導をする	.657	.285	.225	-.065	.130	-.088	-.070	.597
84. 児童・生徒のコミュニケーション能力を高めて、いじめが発生しないように指導をする	.649	.231	.068	.028	.149	.228	.097	.564
54. 学校と地域がチームを作って児童・生徒の日常を見守る	.602	.324	.116	.082	.199	.020	-.109	.539
49. いじめられている側に、「学校は絶対にあなたを守る」と約束する	.552	.228	.160	.220	.175	-.166	.159	.514
81. いじめについて学ぶ機会を義務化する	.524	.281	.115	-.049	.321	.090	.175	.511
43. 学校は児童・生徒が相談しやすい環境を作る	.301	.819	-.008	.090	.069	.039	.005	.776
47. 教師・カウンセラーが児童・生徒の話をきちんと聴く	.307	.806	-.012	.036	.057	-.029	.071	.754
78. カウンセラーと触れあえる機会を多く作る	.322	.792	.064	.048	.075	.110	-.034	.756
76. 学外に、児童・生徒が気軽に相談できる場所を設置する	.287	.778	.071	-.087	.000	.097	.032	.711
60. 学校は、いじめの早期発見に努める	.330	.689	.148	.025	-.094	.024	.190	.652
45. 学校は児童・生徒が発言しやすい環境を作る	.440	.492	.030	.209	.012	.050	.031	.484
51. いじめる側の育った環境なども考慮して指導をする	.339	.379	.240	.125	.215	-.132	-.291	.480
50. クラス単位ではなく、児童・生徒が個々で授業を選択可能にする	.057	.003	.798	.078	-.079	.184	.143	.707
61. クラス単位で受ける授業を減らして、選択授業を多くする	-.070	.046	.779	.187	-.152	.196	.155	.734
73. 少人数クラスにする	.162	.019	.587	.097	.242	.073	-.170	.473
71. 臨機応変にクラス変更が出来る様にする。	.121	.094	.545	.334	.233	.021	.016	.487
74. いじめる側にはストレスが高いこともあるので、ストレス発散の場所を増やす	.304	.197	.483	-.125	.246	-.099	-.295	.537
90. いじめは、休み時間に起きやすいので、教員が教室にいることによって防ぐ	.183	.038	.135	.781	.182	.171	-.023	.726
59. 教員の見えないうちでいじめが発生しやすいので、教員が教室にいる	.217	.121	.131	.779	.004	.186	.072	.726
44. クラスにカメラを設置するなどして、監視を強化する	-.104	-.053	.200	.592	.293	-.129	.113	.519
87. 児童・生徒に SNS を禁止する	-.035	.003	.058	.182	.783	.234	-.027	.706
80. SNS で送れる言葉を制限する	.210	.045	.053	.221	.736	.141	.174	.690
92. グループ活動のメンバーが固定しないように、常にメンバーを入れ替える	.011	.073	.188	.113	.236	.759	-.050	.688
98. グループ活動のメンバーが固定しないように、児童・生徒が複数のグループで活動するように指導する	.346	.076	.248	.129	.159	.702	.064	.726
46. いじめる側への指導を厳しくする	.153	.172	.067	.213	.218	.039	.724	.676
57. いじめが犯罪行為になる場合があることを教える	.447	.394	.250	-.052	.001	-.102	.487	.668
89. 児童・生徒にストレスが増えないような指導をする	.347	.252	.323	.146	.111	.242	-.377	.523
分散	5.924	4.438	2.762	2.155	1.922	1.587	1.361	20.150
寄与率(%)	18.513	13.869	8.633	6.734	6.005	4.961	4.254	62.969

Table 7 教員志望者と非志望者の因子レベルでの比較

因子	平均値		t 値	有意水準	平均値比較
	非志望	志望			
I：信頼関係の構築	36.59	39.67	-4.13	***	志望>非志望
II：相談しやすい環境の設置	28.01	30.06	-3.90	***	志望>非志望
III：居場所の配慮	16.20	16.01	0.53		
IV：監視による抑制	8.85	8.66	0.70		
V：SNSの制限	4.96	5.20	-1.20		
VI：グループ活動の工夫	5.91	6.33	-2.13	*	志望>非志望
VII：いじめについての指導	11.07	10.91	0.70		

* p<.05, ***p<.001

(2) 教員志望者と非志望者の比較

採点方法から項目の得点が高いほど、いじめの防止・減少効果を期待していることになるが、因子レベルで教員志望者群と非志望者群の平均値についてt検定を行った (Table 7)。

因子 I (信頼関係の構築)、因子 II (相談しやすい環境の設置)、因子 VI (グループ活動の工夫) において 5% 以下の有意差があり、両群の平均値はいずれも志望者 > 非志望者であった。すなわち教員志望者の方が、児童間や生徒間や児童・生徒間での信頼関係を作ること、困っている児童生徒が気軽に相談出来ること、グループ活動が一定のメンバーで固定されないように工夫することが適切と考えていることが分かった。

また、いじめる側にもストレスや抱えている問題があると考えて対応することが適切としていることが分かった。いじめる側のストレスについての配慮は、上記 Table 3 (いじめる児童生徒への特別な対応) には見られない考え方である。

付 録 「いじめ防止・減少のための調査票」

項目番号 43 から 98 は、児童間・生徒間の「いじめ」を防止するため、あるいは減らすために、学生のみなさんが提案した方法です。それぞれについて、効果の程度を推測し回答してください。

43. 学校は児童・生徒が相談しやすい環境を作る
44. クラスにカメラを設置するなどして、監視を強化する
45. 学校は児童・生徒が発言しやすい環境を作る
46. いじめる側への指導を厳しくする

47. 教師・カウンセラーが児童・生徒の話をきちんと聴く
48. クラスメートが見て見ぬフリをしない様に指導する
49. いじめられている側に、学校は絶対にあなたを守ると約束する
50. クラス単位ではなく、児童・生徒が個々で授業を選択可能にする
51. いじめる側の育った環境なども考慮して指導をする
52. クラスで仲間意識を持てるような活動を多く行う
53. いじめについての新聞記事を学内に掲示する
54. 学校と地域がチームを作って児童・生徒の日常を見守る
55. いじめられている側、いじている側双方の転校が容易に出来る様にする
56. 児童・生徒の自己肯定感が高まるような指導をする
57. いじめが犯罪行為になる場合があることを教える
58. 児童間・生徒間の信頼関係が高まる様な指導をする
59. 教員の見えないところでいじめが発生しやすいので、教員が教室にいる
60. 学校は、いじめの早期発見に努める
61. クラス単位で受ける授業を減らして、選択授業を多くする
62. クラスに、いじめについて話し合う機会をもうける
63. いじめを見たら、投書出来る様に投書箱を置く
64. どんなことが「いじめ」なのかをきちんと決めて、発見しやすい様にする
65. 意見や考え方の違う人の存在を当然のこととして教える様な指導をする
66. 周りから認められているという気持を持てるように指導する
67. 低学年から、いじめについての教育を行う
68. 児童間・生徒間に信頼関係が出来る様にする
69. 地域が連携して、児童・生徒の様子を見守る様にする
70. 学校が児童間・生徒間の関係が深まる様に工夫する
71. 臨機応変にクラス変更が出来る様にする。
72. 教師が児童・生徒一人一人を尊重する
73. 少人数クラスにする
74. いじめる側にはストレスが高いこともあるので、ストレス発散の場所を増やす
75. 児童・生徒がクラスメートの長所を見つけられるような機会を作る
76. 学外に、児童・生徒が気軽に相談できる場所を設置する
77. 学校が、どんないじめでも見逃さない体制を作る
78. カウンセラーと触れあえる機会を多く作る
79. 定期的にいじめを調べるアンケートを実施する

80. SNS で送れる言葉を制限する
81. いじめについて学ぶ機会を義務化する
82. 学校全体で「いじめを許さない」という雰囲気を作る
83. 児童・生徒の自己肯定感を高めて、少々の悪口ならば耐えられる様にする
84. 児童・生徒のコミュニケーション能力を高めて、いじめが発生しないように指導をする
85. 教員が児童・生徒とのコミュニケーションを密にして、常にクラスの状況を把握する
86. いじめている側が抱えている問題把握に努める
87. 児童・生徒に SNS を禁止する
88. クラスがあるからいじめが起きやすいので、クラス制をなくす
89. 児童・生徒にストレスが増えないような指導をする
90. いじめは、休み時間に起きやすいので、教員が教室にいることによって防ぐ
91. 児童・生徒が学校内に信頼出来る人を見つけられるようにする
92. グループ活動のメンバーが固定しないように、常にメンバーを入れ替える
93. いじめが起きないように学級経営を工夫する
94. いじめを防止する法律の整備
95. いじめが重要な問題であることを認識できるように指導をする
96. グループ内でいじめが起こりやすいので、一人で行動することが可能な環境にする
97. 「こんなことをされたら、どんな気持ちになるか？」と児童・生徒に被害者の立場に立って考えてもらう
98. グループ活動のメンバーが固定しないように、児童・生徒が複数のグループで活動するように指導する

文献

- 尾木直樹（2013）いじめ問題をどう克服するか 岩波書新書.
森田洋司（2010）いじめとは何か―教室の問題、社会の問題 中公新書.
文部科学省（2022）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果.

Proposal for Bullying Prevention and Reduction: Based on the Opinions of University Students

MATSUURA Mitsukazu

MATSUURA Akemi

National, public, and private schools are trying to prevent or decrease bullying. Still, according to the data from 1985 to 2022 published by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (2023), bullying is increasing, although it may temporarily decrease. Along with the prevention and reduction measures taken so far, a different approach is necessary.

This study collected and organized opinions from college students who had studied as high and middle school students from a few months to a few years ago regarding methods that could effectively prevent or reduce “bullying” in elementary, middle, and high schools. In addition, the ideas were compared between 204 students who were seeking teacher licensure and 198 students who were not seeking licensure.

As a result, seven factors were found in the 32 questions. The Factors were as follows.

- (1) Building trust among children, students, and between children/students and teachers.
- (2) Establishment of an environment in which children and students can quickly consult with each other.
- (3) Consideration of the belonging place of children and students.
- (4) Curbing bullying through teacher supervision.
- (5) Restrictions on using social networking services by children and students.
- (6) Devising ways to ensure that children and students are included in group activities.
- (7) Guidance on bullying and stress reduction.

When the attitudes of students who aspire to become teachers were compared to those who do not, students who aspired to become teachers scored higher than those who did not in factors (1), (2), and (6) of the above seven factors.